

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

路線名	今泉館林線
供用廃止の区間	羽生市大字上村君字堤根二五 一番一地从から 同市大字上村君字堤根二五〇 番二地先まで
供用廃止の期日	平成二十八年三月二十二日
備考	利根川堤防強化事業による。 延長三〇・九七メートル